# しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、しまね社会貢献基金サポーター企業(以下、「サポーター企業」という)登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要領において、サポーター企業登録の対象となる企業等とは、しまね社会貢献基金に寄附をした企業等、または売り上げの一部をしまね社会貢献基金に寄附することを前提とした商品を販売する企業等をいう。

#### (登録手続き等)

- 第3条 サポーター企業の登録を受けようとする企業等は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書」(様式1)を島根県知事に提出しなければならない。
- 2 島根県知事は、前項の申請を受け、内容を審査の上適当と認めた場合は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録(変更)承認書」(様式2)を交付する。
- 3 サポーター企業登録承認期間の終期は、原則として承認の日の翌年の12月31日と する。
- 4 承認を受けた企業等が、登録承認期間の最終年中にしまね社会貢献基金に寄附した場合には、登録承認期間を翌年の12月31日に更新する。

## (ロゴマーク使用の範囲)

- 第4条 サポーター企業には、別添のしまね社会貢献基金サポーター企業ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用を承認する。 ロゴマークの使用範囲は、以下の場合とする。
  - (1) 企業等のホームページ、チラシ等への掲載
  - (2) 売上の一部をしまね社会貢献基金に寄附することを前提に販売する商品
  - (3) その他、島根県知事が適当と認めた場合

## (サポーター企業登録の取消)

- 第5条 島根県知事は、サポーター企業登録に関し、次の項目に該当すると認めるときは、サポーター企業の登録を取り消すことができる。
  - (1) しまね社会貢献基金の信用又は品位を害する場合
  - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関する場合
  - (3) 法令や公序良俗に反する場合
  - (4) その他、島根県知事が適当でないと判断した場合

#### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

# (県の支援)

- 第7条 島根県知事は、サポーター企業に対し、次の支援を行う。
  - (1) 島根県のホームページ等においてサポーター企業名及びその取組内容などを紹介する。
  - (2) その他、様々な広報の機会を捉え、PRに努める。

## (申請内容の変更)

第8条 申請内容に変更のあった場合は、「しまね社会貢献基金サポーター企業登録変更 承認申請書」(様式3)を提出するものとする。

# (権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 サポーター企業は、申請によって得た権利又は義務を第三者に貸与、譲渡、承継 することはできない。

#### (損害賠償)

第10条 サポーター企業がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与 えた場合であっても、島根県は責任を負わない。

## (補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## (附 則)

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

## (附 則)

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

## 様式1

# しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書

令和 年 月 日

島根県知事様

申請者住所名称代表者氏名

印

しまね社会貢献基金サポーター企業登録を行いたいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取 扱要領第3条に基づき、次のとおり申請します。

承認申請期間	令和	年 月	日~令和	年 年	月	日
ロゴマークを使用する 場合の主な使用目的 及び形態						
寄附金額	金額 (	□確定		※いずオ	<b>こか</b> に☑:	
寄附金払込日	令和 (	年 月 □払込済	日			してください。
企業等ホームページアドレス						
担当者	氏 名 連絡先 メールアドレ	<b>/</b> X				

# <添付書類>

- ロゴマークを使用するホームページ、チラシ等
- その他

(記入例)

様式1

# しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書

令和 2年 2月 1日

島根県知事様

 申請者
 住
 所
 島根県松江市殿町1

 名
 称
 株式会社〇〇〇

 代表者氏名
 〇〇〇〇

EД

しまね社会貢献基金サポーター企業登録を行いたいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取 扱要領第3条に基づき、次のとおり申請します。

使用申請期間	令和 2年10月1日~令和 3年12月31日				
ロゴマークを使用する	<目的>				
場合の主な使用目的	しまね社会貢献基金サポーター企業であることをPRするため				
及び形態					
	<形態>				
	・会社ホームページに表示(画像掲載)				
	(HPアドレスhttps://www.shimane-ikiiki.jp/)				
	・会社求人パンフレットに表示(印刷)				
寄附金額	金額 50,000 円				
	( ☑確定 □見込 ) ※いずれかに☑をしてください。				
寄附金払込日	令和 2年 2月 1日				
	( ☑払込済 □予定)※いずれかに☑してください。				
企業等ホームページアドレス	https://www.shimane-ikiiki.jp/				
	氏 名 島根太郎				
担当者	連絡先 電話0852-22-6099				
	メールアト゛レス npo@pref.shimane.lg.jp				

## <添付書類>

- ・ロゴマークを使用するホームページ、チラシ等
- その他

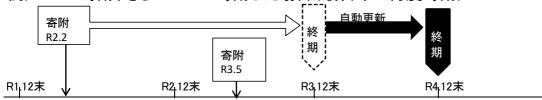
# しまね社会貢献基金サポーター企業登録承認申請書作成上の注意

## ■申請書の記入について

1) 必要事項を記入し、記名・押印の上、郵送により申請してください。 < 寄附をした場合の承認期間の終期について>

# 

# 例)R2.2に寄附、さらにR3.5に寄附した場合(最終年に再度寄附)



## 2) 主な使用目的及び形態について

(目的) 「PRのため」、「商品に貼付するため」など、目的を記入してください。 (形態) ロゴマークを使用する場合、ロゴマークを表示する場所、物、方法等を記載してください。 ※1 ロゴマーク画像は、島根県より提供させていただきます。

- 4) 寄附金額について、既に寄附をされた場合にはその金額を、寄附を前提とした商品販売を行 う場合は、見込額を記入してください。
- 5) 寄附金払込日について、既に寄附をされた場合にはその期日を、寄附を前提とした商品販売 を行う場合は、見込みの期日を記入してください。
- 6)企業ホームページアドレスは承認後に、県のホームページからリンクを貼らせていただきます。
- 7) 担当者の連絡先は、申請書の記載内容や寄附の意向などを確認する場合に利用させていただきます。
- 8) その他、必要に応じて参考となる資料を添付してください。

様式2

 環総第
 号

 令和
 年
 月

 日

# しまね社会貢献基金サポーター企業登録(変更)承認書

(申請企業名) 様

島根県知事

令和 年 月 日付で申請のあったしまね社会貢献基金サポーター企業の登録については、下 記のとおり承認します。

記

- 1. 登録期間:令和 年 月 日~令和 年 月 日
- 2. ロゴマーク使用対象等

# しまね社会貢献基金サポーター企業登録変更承認申請書

令和 年 月 日

島根県知事様

申請者住所名称代表者氏名

印

令和 年 月 日付け環総第 号で承認のあった、しまね社会貢献基金サポーター企業登録について、内容を変更したいので、しまね社会貢献基金サポーター企業登録取扱要領第8条に基づき、次のとおり申請します。

変更内容	
	氏 名
担当者	連絡先
	メールアト゛レス

※必要に応じて資料を添付してください

